

二本松市居住誘導区域内宅地開発推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、二本松市立地適正化計画（平成31年策定）に基づき住環境の整備、優良な住宅地の供給を促進し、まちなか居住の推進に向け、市内居住誘導区域で宅地開発を行う事業者に対し、予算の範囲内において二本松市居住誘導区域内宅地開発推進補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 二本松市居住誘導区域内 二本松市立地適正化計画で定めている二本松中心地区居住誘導区域及び竹田・根崎・郭内・油井地区居住誘導区域をいう。
- (2) 造成 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号に規定する宅地造成をいう。
- (3) 住宅団地 一戸建て住宅用地を分譲することを目的として形成される一団の土地をいう。
- (4) 事業者 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者で、市内において住宅団地の造成を行うものをいう。
- (5) 公共施設等 二本松市開発行為による公共施設等引受基準に関する要綱（平成17年二本松市告示第172号。第4条において「引受基準要綱」という。）第2条第3号に掲げるものをいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 二本松市暴力団排除条例（平成24年二本松市条例第17号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等（以下「暴力団等」という。）に該当していないこと。
- (2) 前号に掲げる暴力団等が経営に関与していないこと。
- (3) 関係する法令等に違反していないこと。
- (4) その他市長が適当でないと認めた者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象事業者が自ら所有する二本松市居住誘導区域内の住宅団地の造成とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象事業を実施する前に事前協議がなされていること。
- (2) 申請する年度に、補助対象事業が完了していること。

- (3) 1区画当たりの面積が165平方メートル以上で、分譲区画が3区画以上あること。
- (4) 一戸建て住宅地分譲又は一戸建て建売分譲の開発であり、各区画が建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条に規定する要件を満たしていること。
- (5) この事業により設置する全ての公共施設等は、引受基準要綱第3条に規定する要件を満たしていること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、1区画当たり50万円とし、実質的に同一の補助対象事業者が造成する実質的に同一の住宅団地に係る交付上限額は、500万円とする。

（補助対象事業の事前協議）

第6条 補助対象事業の事前協議をしようとする補助対象事業者（以下「事前協議者」という。）は、居住誘導区域内宅地開発推進事業事前協議書（第1号様式。以下「事前協議書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 計画平面図（区画数が分かるもの）
- (3) 道路その他公共施設等の詳細な図面
- (4) その他市長が必要と認める書類

（事前協議の回答）

第7条 市長は、事前協議書の提出があったときは、その内容を確認し、第4条の補助対象事業に該当する場合には、居住誘導区域内宅地開発推進事業事前協議回答書（第2号様式）により事前協議者に回答するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者（以下「申請者」という。）は、居住誘導区域内宅地開発推進補助金交付申請書（第3号様式）及び居住誘導区域内宅地開発推進補助金事業報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 完成写真
- (4) 公図の写し
- (5) 宅地建物取引業免許証の写し
- (6) 土地及び建物登記事項証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第9条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の対象とすることが適当であると認めるときは、居住誘導区域内宅地開発推進補助金交付決定

通知書（第5号様式）により、適当でないと認めるときは、居住誘導区域内宅地開発推進補助金不交付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、適正な補助金の交付を行うため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（補助金の交付請求）

第10条 補助金の交付決定を受けた補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付請求をしようとするときは、居住誘導区域内宅地開発推進補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金交付の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付条件に違反したとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、居住誘導区域内宅地開発推進補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命じるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合は、居住誘導区域内宅地開発推進補助金返還請求書（第9号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（関係書類等の整備保存）

第13条 補助事業者は、補助金の交付に関する書類を当該補助金の交付後、5年間整理保存しなければならない。

（補助対象事業の調査等）

第14条 市長は、補助金を適正に執行するため、補助対象事業に関する必要な調査、指導及び検査を行うことができる。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の施行の日の前日までに、事前協議が済んでいるものについては、この要綱の規定は適用しない。